

入札公告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記により公告する。

令和7年（2025年）12月17日

下関市長 前田 晋太郎

記

1 業務名 馬の背樋門塗装修繕業務

2 実施場所 下関市亀浜町9番

3 業務期間 契約締結日から令和8年3月18日まで

4 業務内容 塗装業務 一式
(詳細は、仕様書（別紙1）のとおり)

5 入札条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の「整備」のうち、「設備（建物以外）」または「建物等保守管理」のうち、「その他」に登録があること。
- (3) この公告の日から本業務入札の日までの間に、「下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 下関市内に本店又は契約締結権のある営業所等を有すること。
- (5) 入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続が完了し、入札参加資格を認められていること。

6 入札参加資格の確認申請

入札に参加しようとする者は、次項のとおり、入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

7 確認申請方法

「入札参加資格確認申請書」（様式1）を下関市建設部道路河川管理課管理係（〒750-8521 下関市南部町1番1号）に持参又は郵送（提出期限までに必着のこと。）すること。

なお、入札保証金の免除を受けようとする者は、第14項に掲げる入札保証金の免除に係る書類を添付すること。

8 申請書提出期限

令和7年12月22日（月）午後5時00分まで

なお、申請書及び添付書類が不備の場合、又は受付期限を経過した場合は受理しない。

9 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、入札参加資格確認通知書（様式2）により、令和7年12月23日（火）までに電子メールで通知する。

承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

10 契約条項を示す日時及び場所

(1) 日時：令和7年12月25日（木）午前10時00分まで

(2) 場所：下関市建設部道路河川管理課及び下関市ホームページ

11 質問の方法

(1) 本業務に関する質問は、下関市建設部道路河川管理課にファクシミリにて提出すること。

(FAX番号：083-231-1937)

(2) 質問の期限は、令和7年12月19日（金）午後4時00分までとする。

(3) 質問の回答は、ファクシミリで送信する。なお、質問の回答先は、質問提出者のみとする。

12 入札方法

(1) 持参によること。郵便による入札は認めない。

(2) 入札においては、入札書（様式3）を使用すること。

(3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を持って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 代理人をして入札させるときは、委任状（様式4）を提出すること。

(5) 入札会場への入場は、1入札者（個人、法人を問わない）につき、1人までとする。

1 3 入札日時及び場所

- (1) 入札日時：令和7年12月25日（木）午前10時00分
- (2) 入札場所：下関市役所 本庁舎 東棟2階 211会議室

1 4 入札保証金

下関市契約規則による。納付の要否及び方法等については、入札参加資格確認通知書（様式2）と併せて通知する。なお、参加資格者が、次のいずれかの書類を提出した場合には、入札保証金を免除する。

- (1) 保険会社と契約した下関市を被保険者とする入札保証保険契約書の写し
- (2) 過去2年の間に国又は地方公共団体その他公共団体と締結した本業務と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約書の写し（2件以上。契約日、相手方、委託の内容が確認可能な部分のみで可。）

1 5 契約保証金

下関市契約規則による。納付の要否及び方法等については、落札者に対して別途通知する。

1 6 その他

- (1) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペンは使用しないこと。
- (2) 入札参加申請を行った者のうち入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）の午後5時00分までに書面を下関市建設部道路河川管理課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (3) (2)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (4) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札及び関係法令等に定める条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったとき、その者のした入札は無効とする。
- (6) 次に掲げるものの一に該当する入札は無効とする。
 - ア 入札者が明確でないもの又は入札価格を判読することができないもの。
 - イ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。
 - ウ 金額を訂正した入札書によるもの。
 - エ 委任状を持参しない代理人のしたもの。
 - オ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。
 - カ 入札保証金の納付がないもの又は不足するもの。
- (7) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (8) 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取消し、契約を締結しない。
- (9) 入札参加資格確認申請に係る費用は全て申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返却しない。

以上